

## 令和 8 年度 子ども会体験活動助成事業 交付要綱

## 1 目 的

本事業は、単位子ども会(以下「単子」という)の体験活動への助成を通じ、会員組織の活性化を支援し、地域における子どもの健全育成への寄与を目的とする。

## 2 対象団体

全国子ども会安全共済会に加入している単位子ども会

※ 複数の単位子ども会や地区子連と一緒に活動することも可能(参加子ども会一覧を提出)

※ 地区子連のみの活動は対象外(本事業の目的は、単位子ども会への助成のため)

## 3 対象事業

子どもの健全育成へ寄与する体験活動

※ 全国子ども会安全共済会に届出した行事であること(保険適用事業)

届出していない場合は、事業開催前に届出が必要

※ 参加者(スタッフ含む)が、必ず保険加入していること

子ども会以外の団体と一緒に活動する場合、他団体の方も保険加入していること

(子ども会以外の方は、イベント保険や町内会加入の保険でも良い)

|                 |                                     |
|-----------------|-------------------------------------|
| ① 自 然 体 験       | 釣り、カヌー・イカダ体験、押し花等                   |
| ② 遊 び 体 験       | バルーンアート、アスレチック、手品、紙芝居等              |
| ③ ス ポ ー ツ 体 験   | ドッジボール、ボウリング、サイクリング、スキー、スケート、カーリング等 |
| ④ モ ノ づ くり 体 験  | 工芸、陶芸、おもちゃ作り、アクセサリ作り等               |
| ⑤ 食 育 体 験       | 農業体験、餅つき、クッキング等                     |
| ⑥ 季 節 行 事       | 七夕、クリスマス会、ハロウィン、ひな祭り等               |
| ⑦ 国 際 交 流       | 遊び、料理、文化、言語等                        |
| ⑧ 地 域 再 発 見     | 公園等探索、街マップ作り、記念碑で歴史めぐり等             |
| ⑨ キ ャ ンプ 体 験    | まき割り体験、野外炊事、テントやコテージ宿泊              |
| ⑩ 防 災 ・ 防 犯 活 動 | 地域の安全マップ作り、防災ゲーム体験、危険予知トレーニング(KYT)等 |
| ⑪ 昔 遊 び 体 験     | お手玉、竹馬、あやとり、こま、けん玉等                 |
| ⑫ 伝 承 文 化       | 百人一首、書初め、太鼓、染物、パッチワーク等              |
| ⑬ 施 設 利 用       | 歴史・文化・スポーツ・科学等の体験学習施設の利用            |

## 4 参加人数

10名以上が参加する事業(概ね、子どもが1/3を超えること)

※ 参加人数には運営スタッフ(育成者等)も含む

## 5 活動場所

札幌市内及びその近郊市町村の体験施設等

## 6 助 成 額

1団体1事業とし、上限額は20,000円とします。

※ 申込時、助成希望額を記入してください。

※ 体験活動の財源として自主財源ほか、町内会助成金等の併用可能です。

※ 助成した金額のうち使用しなかった分は返金させていただきます。

## 7 対象経費

- ・子どもが体験するための費用（入場料、用具レンタル料、消耗品類、食材代など）
- ・施設等へ移動するための費用（貸切バス代、公共交通機関代など）
- ・施設の下見等にかかる費用（施設使用料や公共交通機関、ガソリン代など）
- ・事業を行うための会議や準備、後処理等で必要な費用  
（会議資料の用紙代、印刷用インク代、チラシ印刷代、貸室代、案内郵送代など）
- ・健康管理に必要な費用  
（熱中症対策の水分補給用飲み物及び経口補水液など※お酒は対象外）
- ・衛生管理に必要な費用（消毒液、ペーパータオルなど）
- ・事業に伴う景品の費用（ゲーム景品、参加賞、クリスマスプレゼント等、1人200円程度）

### <対象外となるもの>

- ※ 現金以外で支払ったもの、ポイントをつけたりしたもの
- ※ 子どもの体験につながらない飲食代(体験事業以外の食事代、仕出し弁当代や酒代等)
- ※ 娯楽・レジャー施設(カラオケやゲームセンター等)利用料
- ※ 区の団体会費(3,000円)、および当助成事業申込前の安全共済会個人会費

## 8 区ごとの助成金配分枠

申込期間:第1期の締切後、残余がある場合は配分枠に関係なく助成します。

助成総数 50 事業、助成総額 1,000,000 円を上限とします。

### < 令和8年度 区支部別の配分数 > (令和7年度実績をふまえて配分)

| 区  | 配分数<br>(団体) | 配分金額<br>(配分数×20,000円) | 登録単子数<br>(令和8年3月31日付) |
|----|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 中央 | 3           | 60,000円               | 18                    |
| 北  | 10          | 200,000円              | 61                    |
| 東  | 6           | 120,000円              | 38                    |
| 白石 | 3           | 60,000円               | 14                    |
| 厚別 | 4           | 80,000円               | 23                    |
| 豊平 | 3           | 60,000円               | 20                    |
| 清田 | 5           | 100,000円              | 26                    |
| 南  | 8           | 160,000円              | 49                    |
| 西  | 5           | 100,000円              | 33                    |
| 手稲 | 3           | 60,000円               | 20                    |
| 合計 | 50団体        | 1,000,000円            | 302単子                 |

## 9 対象となる事業開催期間

令和8年7月1日(水)～令和9年2月28日(日)

## 10 申込手続・選考結果の通知

### 1) 申込期間

第1期: ~6月30日(火)

第2期: 7月1日(水) ~ 12月25日(金)

※ 第1期は、区の配分数に応じて助成団体を決定

前年度助成を受けた子ども会も申込可能(但し助成を受けたことのない子ども会が優先)

※ 第2期は、区の配分数に残余が生じた場合は、残余分を10区分まとめて先着順に受付・決定します。

### 2) 申込先および申込方法

各区事務局まで提出書類を持参・郵送、または電子メールで送付

## 3) 提出書類（札子連 Web サイトからダウンロードできます）

- ① 申 込 書
- ② 振込先通知書・振込手数料は札子連負担。
- ③ 参加子ども会一覧・複数子ども会が参加する場合、地区子連と合同で実施の場合に使用

## 4) 選考結果の通知

申込団体に各区事務局を通じて通知

## 11 事業実施後の報告書提出

## 1) 提出期日

事業終了後 1 か月以内に提出

（2 月下旬に実施した事業は 3 月 15 日（月）までに提出をお願いします）

## 2) 提出先および提出方法

各区事務局まで提出書類を持参・郵送または電子メールで送付

## 3) 提出書類

育成者は札子連 Web サイトからダウンロードできます

- ① 報 告 書…… 領収書（コピー可）を裏面か別紙に添付（現金払いのみ可）
- ② 活動写真…… 3 枚程度提出。札子連 Web サイトに写真を掲載し活動を紹介する予定です。  
参加者にあらかじめ承諾を得てください。データでの提出にご協力ください。
- ③ アンケート…… 子ども会代表の方や育成者さんが記入

## 12 注意事項

- 支払いは現金のみです（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、ポイント払い不可）
- 購入時に、個人のポイントカードにポイントした場合は対象外です
- 領収書のほかに明細がわかるものも添付すること
- 領収書の宛名に子ども会名を記載  
他団体名でもらう場合は、どこかに子ども会名を記載があるか確認

特にご注意ください！

- 飲食費の使用用途によって対象か対象外かを区別してください

## 【対象経費（子ども自身が体験するものに使用する場合）】

- ・調理体験で必要な食材費 ※ケーキ作りの材料費、野外活動の炊事用食材など
- ・健康管理用の水分など ※1 人1本程度の水やお茶、薬を飲むための携帯水
- ・防災体験で使う防災食
- ・ハロウィンや七夕で練り歩きながら、もらうためのお菓子
- ・もちつき、豆まきなどで使うもち米や豆など

## 【制限のあるもの】

- ・景品代（1人 200 円程度） ※配布するだけでは、体験にならず景品とみなします。
- ・クリスマス会の飲食、プレゼント（子どもが“やってみる（体験する）”活動に工夫）  
※「プレゼントを渡す」、「ケーキを食べる」は景品と同義。

## 【対象外】

- ・スタッフ会議等での飲食代
- ・クリスマス会でのフライドチキン（体験というより食事の意味が近いため対象外）

## 13 その他

Q&Aもご確認ください